

傍 聴 要 領

岩手県公共事業評価専門委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（10 人）を越えた場合にはご遠慮いただく場合があります。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、専門委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。